

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第1部門第2区分  
【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-526550(P2005-526550A)  
【公表日】平成17年9月8日(2005.9.8)  
【年通号数】公開・登録公報2005-035  
【出願番号】特願2003-574081(P2003-574081)  
【国際特許分類】

**A 6 1 F 2/44 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月4日(2005.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1脊椎本体に連結される第1カバープレート(1,51)と、  
第2脊椎本体に連結される第2カバープレート(2,52)と、  
第2カバープレート(2,52)とともに関節を形成し、第1カバープレート(1,51)の台座によって保持されるプロテゼコア(10,54)とを備え、  
台座は、コア(10,54)が腹面側から第1カバープレート(1,51)に対して移動可能となるガイド装置(7,11,12,56,57,57a)として設計され、  
第1カバープレート(1,51)は、腹面側においてスライドガイド(18,29,40)を有し、スライドガイドの中または上において、制限止め(14,31,43)がロック位置と非ロック位置との間で変位可能である、特に、頸部脊椎のための椎間プロテゼ。

【請求項2】

制限止めをロック位置に固定するための装置(19,33,46,44)が設けられる請求項1記載のプロテゼ。

【請求項3】

スライドガイドは、ガイド装置(7,11,12,56,57,57a)を横断する方向に延びており、制限止め板(14)として設計された制限止めを受け入れるガイドスロット(18)によって形成されている請求項1または2記載のプロテゼ。

【請求項4】

ガイドスロット(18)は、第1カバープレート(1)の延長面を横断する方向に延びるガイド方向(D)を有し、当該ガイド方向(D)に移動可能な制限止め板(14)は、そのロック位置において、スロット(18)の中で部分的に保持されて、第1カバープレートの底面の上方に部分的に延びている請求項3記載のプロテゼ。

【請求項5】

ガイドスロット(18)は、これを貫通する少なくとも1つのネジ穴(17)を有し、制限止め板(14)は、制限止め板(14)がロック位置にある場合、ネジ穴(17)と同じ高さになるネジ穴(19)を有する請求項4記載のプロテゼ。

【請求項6】

ガイドスロット(18)は、第1カバープレートの腹面側端部で、その上に配置された

取り付けフランジ(15)の中に設けられる請求項4記載のプロテーゼ。

【請求項7】

ガイドスロット(40)は、第1カバープレート(1)の延長面と平行で、AP方向と横断する方向に延びるガイド方向(E)を有し、制限止め板(43)は、当該方向でロック位置へ移動可能である請求項3記載のプロテーゼ。

【請求項8】

プロテーゼコア(10)は、ガイドスロット(40)の中に保持された制限止め板(43)を覆う部分を有し、これは、制限止め板(43)がガイド方向(E)を横断してガイドスロット(40)から外れるのを防止している請求項7記載のプロテーゼ。

【請求項9】

プロテーゼコア(10)は、ガイドスロット(40)と同じ高さで、制限止め板(43)の一部を受け入れるスロット(42)を有する請求項4または8記載のプロテーゼ。

【請求項10】

ガイドスロット(40)は、これを貫通する少なくとも1つのネジ穴(17)を有し、制限止め板(43)は、制限止め板(43)がロック位置にある場合、ネジ穴(17)と同じ高さになるネジ穴(46)を有する請求項7記載のプロテーゼ。

【請求項11】

制限止め板(14, 43)は、ガイドスロット(18, 40)のガイド方向(D, E)に突出した、容易に屈曲可能な留めラグ(44)を有する請求項3~10のいずれかに記載のプロテーゼ。

【請求項12】

制限止め板(28)のためのスライドガイドは、第1カバープレート(1)の腹面側端部において、AP方向を横断する方向に延びるスライドガイド面によって形成され、スライドガイド面から出た旋回ピン(29)によって制限止め板(28)が旋回可能に搭載され、

制限止め板(28)は、制限止め板(28)のロック位置において第1カバープレートの底面(5)の上に突出し、非ロック位置において第1カバープレートの底面より下方となる舌部(31)を有する請求項1または2記載のプロテーゼ。

【請求項13】

少なくとも1つのネジ穴(17)が、旋回ピン(30)の近傍に設けられ、制限止め板(30)は、ロック位置において、ネジ穴(17)に配置されたネジ頭を覆う羽根部(30)と係合する請求項12記載のプロテーゼ。

【請求項14】

プロテーゼコア(10)の関節表面(22)は、第1カバープレート(1)全体を実質的に覆っている請求項1~13のいずれかに記載のプロテーゼ。

【請求項15】

制限止めがロック位置に位置している場合、プロテーゼコア(10)は、第1カバープレート(1)に対してAP方向に移動可能である請求項14記載のプロテーゼ。

【請求項16】

第1脊椎本体に連結される第1カバープレートと、  
第2脊椎本体に連結される第2カバープレートと、  
第2カバープレートとともに関節を形成し、第1カバープレートの台座によって保持されるプロテーゼコアとを備え、特に、頸部脊椎のための椎間プロテーゼのシステムであって、

請求項1~15のいずれかに記載のプロテーゼタイプに加えて、プロテーゼコアと第1カバープレートの間AP可動性を有しない突合せ外側形状のタイプを備えることを特徴とするシステム。

【請求項17】

AP可動性有りまたはAP可動性無しの相互に対応したタイプのカバープレートが同一であり、コアが異なることを特徴とする請求項16記載のシステム。

**【請求項 18】**

A P可動性有りまたはA P可動性無しの相互に対応したタイプの第2カバープレートおよびプロテーゼコアが同一であり、第1カバープレートが異なることを特徴とする請求項16記載のシステム。

**【請求項 19】**

全部で3つの構成部品が同一であり、腹面方向へのプロテーゼコアの可動性を制限する突合せ部が異なることを特徴とする請求項16記載のシステム。